

千曲市告示第84号

千曲市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月23日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和元年千曲市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年千曲市規則第35号」を「平成24年千曲市規則第38号」に改める。

第4条中「補助限度額は、児童1人当たり月額4,500円を」を「児童1人当たりの補助額は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第12号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）を月額の」に改める。

様式第3－2号中

「

年 月分			年 月分			年 月分		
給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,500円を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,500円を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と4,500円を比較し、少ない額
a	b	c	a	b	c	a	b	c

」を

「

年 月分			年 月分			年 月分		
給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と公定価格を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と公定価格を比較し、少ない額	給食費	aのうち副食材料費	bの免除(減免)実績額と公定価格を比較し、少ない額
a	b	c	a	b	c	a	b	c

」に

改める。

附 則

この告示は、令和7年5月23日から施行し、この告示による改正後の千曲市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。